訪問看護医療　DX　情報活用加算に伴う掲示

2024　年診療報酬改定に伴い、コープみらい四街道訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに関係する施設基準は以下の通りです。

１．厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている

２．マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている

３．医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。２の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、訪問　看護ステーションの見やすい場所に掲示している

４．　３の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している

2026 年 8 月 1 日

生活協同組合コープみらい
四街道訪問看護ステーション
管理者　田中　智絵